

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報保護法その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
2 乙は、この契約による事務を処理している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知りえた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を安全管理上必要なバックアップを除き、甲の承諾なしに複写、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第8 乙は、甲の承諾を得て第三者にこの契約による業務の取扱いを委託する場合、その受託者に本個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後甲の要請により甲に返還、廃棄又は消去するものとする。ただし、乙の内部規程により一定期間保管が必要な場合、当該内部規程に従って処理するものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時個人情報の取扱状況について、乙に対して必要な指示を行い若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査（実地調査を含む）をすることができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第12 乙がこの契約に違反したときは、甲は乙に対し期間を設け書面により是正の催告を行うものとし、乙が是正に従わない場合はこの契約を解除するものとする。また、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときも、又同様とする。